

道路運送法等違反に対する行政処分等の基準の改正案に関する意見募集について

1. 背景

タクシー・バス事業は、「道路運送法」（昭和26年法律第183号）に基づき、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利益の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的として、国土交通大臣の許可が必要となっているところ、近年、訪日外国人旅行者数の増加に伴い、これら旅行者を対象とした無許可での自動車運送事業（白タク・白バス）行為が問題となっている。

また、空港や観光地等においてはハイヤー運転士による「客引き」行為やタクシー・ハイヤーの名義貸しといった悪質な違反行為の事例も存在する。

この他、トラック事業についても「貨物自動車運送事業法」（平成元年法律第83号）に基づき、輸送の安全を確保するとともにトラック事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、国土交通大臣の許可が必要となっているところ、近年、無許可での貨物自動車運送事業（白トラ）行為が問題となっている。

以上のような状況を踏まえ、これら悪質な違反行為への対策を強化するため、行政処分の処分量定の引き上げを行うこととする。

2. 改正概要

- (1) 自家用自動車を使用する者による道路運送法（以下「運送法」という。）第4条第1項及び第43条第1項及び第78条並びに貨物自動車運送事業法（以下「事業法」という。）第3条及び第35条第1項及び第36条第1項に係る車両の使用制限又は禁止の処分量定を引き上げる。

- ①運送法第4条第1項及び第43条第1項並びに事業法第3条及び第35条第1項及び第36条第1項違反

（現行） 初 犯 60日、再 違 反 120日、再々違反 180日

（改正） 初 犯 120日、再 違 反 180日、再々違反 180日

- ②運送法第78条違反

（現行） 初 犯 40日、再 違 反 80日、再々違反 120日

（改正） 初 犯 80日、再 違 反 180日、再々違反 180日

- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について、ハイヤーによる客引き行為等の許可又は認可条件違反や、タクシー・ハイヤーの名義の利用や事業の貸渡し等の事業停止の対象となる違反の処分量定を引き上げる。

（現行） 事業停止 30日 （違反点数 30点）

（改正） 事業停止 60日 （違反点数 60点）

3. 今後のスケジュール（案）

通達発出・施行 令和8年9月下旬頃